

監 第 139 号
平成 30 年 2 月 22 日

(請求人)
(略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同		高	岡	香
同		太	田	眞
同		森		正
同		大	村	博
				信

神奈川県職員措置請求について（通知）

平成 30 年 2 月 5 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な地方公共団体の執行機関又は職員の行為により当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を是正すること、又は当該行為の執行を未然に防止することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は上記の財務会計上の行為に限定されている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、以下のとおり主張している。

- (1) 平成 28 年度の臨時財政対策債の償還のために臨時財政対策債が使用され、定時償還元金分は約 313 億円になっている。「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」（請求書添付 資料 6）、「借入先別・会計別現在高表《決算ベース》（実額ベース）平成 28 年度末」（請求書添付 資料 1）、及び「借入先別・会計別現在高表《決算ベース》（理論ベース）平成 28 年度末」（請求書添付 資料 2）において、この約 313 億円は臨時財政対策債による臨時財政対策債の償還なので控除してはいけないにもかかわらず、約 313 億円を減額し、臨時財政対策債の残高を実態より少なく計上している。この会計処理は不正に当たる。
- (2) 平成 28 年度に満期一括償還を迎える臨時財政対策債（市場公募債）は 800 億円であり、「償還元金見込額総括表」（請求書添付 資料 10）によると、財源内訳は借換債 493 億円、基金繰入金 255 億円、及び一般会計繰入金 52 億円となっている。

しかし、一般会計繰入金 52 億円は上記(1)の約 313 億円の一部なので、臨時財政対策債と断定できる。つまり、この 52 億円の償還財源は純粋な一般財源ではなく、「一般財源もどきの臨時財政対策で、」借金そのものであり、最終的に借換債は 493 億円ではなく 545 億円として処理しなければならず、臨時財政対策債 52 億円が極めて巧妙な罫により簿外に飛ばされており、不正な会計処理である。

このように、請求人は、「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」等の臨時財政対策債の残高が実態より少なく計上されていること、及び「償還元金見込額総括表」の臨時財政対策債（市場公募債）の償還財源のうち借換債が少なく計上されていることが不正な会計処理であり、違法又は不当であると主張していると認められる。

しかしながら、請求人が違法又は不当であると主張する上記の行為は、法第 242 条第 1 項に規定されている財務会計上の行為のいずれにも該当しない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第 242 条第 1 項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。